

5月11日

議会運営検討協議会

○ 一般傍聴の許可

【協議結果】

傍聴者を許可した。

(傍聴者入室)

○ 委員の交代の報告

【報告内容】

石田（康）座長から、自民党尾作委員から松原委員への委員交代について報告し、松原委員を紹介した。

○ 座席の決定

上記委員の交代に伴い、座席を決定した。

1 検討課題の協議

(1) 予特委員会の常設化等の検討

【協議結果】

予特の常設化については意見の一致が見られないため、現状の予算審査特別委員会の形式を踏襲しつつ運用面の改善の観点から、次の事項の方向性を確認した。また、これらの事項に関する関係局の意向を議会局から確認し、次回、引き続き協議を行うこととした。

- ① 予算案の公表時期の早期化及び予算議会開会時期の早期化
- ② 各会派に対する予算案の事前説明を行う機会を設けること
- ③ 予算編成過程における議会の関与として、既存の常任委員会を活用しサマーレビュー等に関する報告を受ける機会を設けること
- ④ 代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から数日程度あけるような会期の見直し
- ⑤ 総務委員会での一般会計補正予算の審査において、必要に応じて、関係理事

【主な意見】

○石田（康）座長 これまで数度にわたり協議を行い、すでに各論の議論となっている。前回の各委員からの提案や考え方に対して、改めて発言を願いたい。

○織田委員 前回の各委員の意見を尊重したいが、栃木県議会でも通年議会を実施するとの報道があった。通年化と予特のあり方を見直すことは連動するものと考えるので、このことも念頭に入れて議論していきたい。

○石田（康）座長 前回までの議論を整理すると、予特の常設化について前向きな意見が3会派、慎重な意見が2会派と分かれており、常設化の議論を更に深めていくことは難しいと考える。したがって、常設化の議論は、各会派の意見が一致しないため、この程度にとどめさせていただき、予特の形式は現状どおりとした上で、各委員の意見が一致できる範囲で運用面を見直していくということを提案したい。

○松原委員 会派としては、予特の形式は現状どおりでよいと考える。しかし、現状の運用がすべてよいというわけではないので、現状の中で見直していくべきである。前回、提案した予算書の配布時期を早めることや、提出議案の申入れ後に行われている各会派正副団長に対する予算案の会派説明を充実させ、各会派の議員を対象として説明を行う機会を設けることを提案したい。

○浜田委員 現在の会派説明を、無所属議員も含めて全議員を対象に会派単位で実施することはよいと思う。確認であるが、松原委員も尾作委員の考えと同様に現状の予特の方式でよいと考えているのか。

○松原委員 常設化については一つの提案としてはよいと考える。しかし、現状の方式で十分であるとは言い過ぎかもしれないが、現状で特に問題はないと思う。

○織田委員 現状の予特の形式をどのようにするか、予算と決算の連動をどのようにするかということが論点であると思う。三重県議会では5月に出納閉鎖し、県政報告書を提出し7月に決算の概要が提出されている。現状の予特を維持した場合でも、サマーレビューやオータムレビューを活用して予算と決算を連動させる仕組みをつくることはできないか。現状の予算審査特別委員会を運用面で改善できればと考える。

○石田（康）座長 これまでの議論をまとめると、予算案発表から議案の採決までの期間が短いため、予算案の公表時期を早めるとともに予算議会の開会時期も早めること。さら

には、会派単位での全議員を対象とした予算案の事前説明の機会を設けることは、各委員の共通認識として確認できると思うが、いかがか。

○井口委員 事前に説明を受けることとは、常任委員会や本会議での説明の前に説明を受けることか。

○松原委員 現状では、委員会では所管課長、本会議では局長から説明を受けている。今回の提案は、それよりも前に概略的な内容を会派で説明を受けることを考えている。

○石田（康）座長 それでは、予算案の公表時期の早期化と予算議会開会時期の早期化、及び各会派に対する予算案の事前説明を行う機会を設けることについては、そのように協議会として取りまとめをすることでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

○織田委員 取りまとめることは了承するが、これまでの常設化の議論については意見として報告書に記載してほしい。

○石田（康）座長 次に、代表質問終了後から予算審査特別委員会の審査までの日程を現在の1日から数日程度あけることについては、各委員の意見が一致できると思われる。そのように取りまとめをすることで、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、予算編成過程での議会の関与についてであるが、これまで委員から、常設化した予算委員会で予算編成過程における報告を受けることの提案をいただいているが、先ほど確認させていただいたとおり、予特の常設化については意見の一致は難しい状況にある。

しかし、既存の委員会を活用して予算編成過程について議会として報告を受けることは可能であるので、現状の方式における運用面の見直しの一つとして、改めて各委員の見解を確認したい。

例えば、サマーレビュー課題一覧表は、これまで各議員控室への机上配布にとどまっているが、これを既存の各常任委員会を活用し、所管局からそれぞれ報告を受けることとしてもよいと思われるが、いかがか。

○織田委員 各常任委員会で報告を受けることで、各会派では横断的に対応していくことが可能になると思う。

○井口委員 議会が予算編成過程に関与するというものの、そもそもの考え方を整理した

いが、議会が予算編成過程に関与することには慎重であるべきであるとする。予算に議会や市民の意見を反映させることは、あくまでも市長の権限であり、サマーレビューの内容について委員会で報告を受けてもそれが反映されるかどうかはわからない。予算編成過程をオープンにしていくことは歓迎するが、報告されたものをどのように扱うのかははっきりしない。予算編成過程に議会が加わるということはまずいと考える。議会は、市長が編成し提案した予算案を審議することが使命であり、予算編成そのものをするわけではない。その区分けはしっかりとすべきである。

○浜田委員 現状でも代表質問や一般質問を通してすべての議員が予算編成に関わっていると考える。サマーレビューの報告を受けることは現状と大きな変化はなく、報告を受けたからといって予算編成そのものにかかわることになるということではないと考える。

○松原委員 各会派でも、予算編成に向けて業界団体などにヒヤリング等を行い、市長へ予算要望を行っている。その要望が実現されるかどうかはわからない。予算編成過程に議会が「かかわる」という言葉は議会から市長へ圧力をかけるということではない。

○石田（康）座長 サマーレビューやオータムレビューの段階では、具体的な予算ではない。予算の編成過程において議会として報告を受けることはどうか。

○井口委員 繰り返しになるが、あくまでも予算編成権は市長にあり、その編成された予算案を議会が議決する。この区分けがはっきりしているのであれば問題ない。

○浜田委員 サマーレビューやオータムレビューの内容の報告を受けることにより、予算編成過程が明確になり、3月議会での予算審査にあたり予算の組み換えが今以上に可能になると思う。

○織田委員 予算議会で配布される「予算案について」で予算編成過程は記載されているが、情報公開という視点で透明化していくことは必要であるとする。地方自治体は二元代表制であるが、市長に対しては会派としてのかかわりや議会総体としてのかかわりがある。現状では、共産党さんは会派として予算の組替えを行っているが、議会として予算編成過程にかかわることにより、議会として組替えができるのではないかと。議会としてどのように力を持つか議論できればと思う。

○月本委員 予算編成過程を委員会で審議することはよいこととする。また、施策管理評価票を各委員会で報告し、決算及び予算を充実させることが必要である。

○松原委員 予算編成過程を公開することは重要であり、一般市民にも共有されるべきものであるが、どの程度市民にとってプラスになるかわからない。仮に、予算編成過程でそ

の内容に関する請願・陳情が提出された場合は編成過程そのものに影響が出てしまうのではないかと。

○石田（康）座長 請願・陳情の提出がふえることも予想されるが、見方を変えれば市民が関心を持つチャンスととらえることもできる。

○松原委員 情報公開により予算編成過程が透明化することが期待できる反面、混乱を招くことも考えられる。

○井口委員 情報を公開するのが8月のサマーレビュー時なのか、3月の予算案発表時なのかの違いだけである。行政側は、サマーレビュー課題一覧表や施策管理評価票の議会への情報提供をしっかりと行っており、それを受けて議会としてもしっかりと議論しており、代表質問や一般質問で取り上げられた項目は相当数である。現状でも情報が足りないということに対して、どのように対応していくのかということと、サマーレビュー等の報告を受け、予算として反映しろというのは違う話である。現状の方法でも議会と行政とのよい緊張関係がある。組替え動議を提出するには、確かに準備の時間がかかる。議会として対応するために皆で議論できればよいと考える。

○石田（康）座長 これまでの議論から、サマーレビューやオータムレビューの時期に既存の常任委員会を活用し、報告を受けることは各委員ともに異論がないようであるが、協議会の報告書としてまとめるに当たり、行政側の考えはどのようなものか。

○石塚議事課長 これまでの議論は予算編成や予算議会のスケジュールに関係するものであるため、協議会で報告書をまとめる前に総務局、総合企画局及び財政局等関係局の考えを事務局でヒヤリングし、その内容を協議会へ報告できればと思う。

○織田委員 予特の常設化の議論としては、座長の取りまとめでよい。サマーレビューに議会としてかかわっていくことは必要であるが、行政はこれまでどおりの対応がよいに決まっている。これまでの協議会における議論を踏まえ、ヒヤリングを行ってもらいたい。

○石塚議事課長 ヒヤリングを行い、行政側にもこれまでの協議会での議論を踏まえたアイデアを提案してもらおう。

○石田（康）座長 次に、補正予算の取り扱いについて協議を行いたい。現在、一般会計補正予算の審査は、総務委員会において財政局のみで対応しているが、委員会で補正予算の内容について十分な審査ができるよう事業ごとに関係職員が出席できるように出席理事者の範囲を拡充すべきとの考え方があるが、いかがか。

○井口委員 提案内容に異論はないが、実際の運営に当たり、全委員会が同時開催されて

いる日程を考慮すると、関係職員を出席させるための調整が難しいのではないかと。

○浜田委員 確認であるが、各常任委員会で審査するのではなく、総務委員会での審査は現状どおりとして、関係理事者として出席することを可能にするということか。

○石田（康）座長 そう理解していただきたい。それでは、特に異論がないようなので、そのようにまとめさせていただく。

○松原委員 予特の常設化の議論とは直接関係ないが、現状の5つの常任委員会の所管局の割り振りについて見直しが必要であると考えている。

○浜田委員 総務委員会を例にすると、総務局、総合企画局、財政局、教育委員会と所管業務が多いので、局の割り振りを見直しすることは個人的には必要であると考えている。

○月本委員 子どもに関する所管は教育委員会と子ども本部となっているため、所管委員会が総務委員会と市民委員会に分かれている。また、都市整備の所管は、まちづくり局と環境局となっているため、所管委員会がまちづくり委員会と環境委員会と異なっている。協議会での検討項目には入っていないので議論は控えるが、個人的には見直しが必要であると思う。

○石田（康）座長 議運から検討依頼を受けた項目ではない事項であるので、別の場で議論していただきたい。

○花輪議会運営委員会副委員長 協議会では議運からの検討依頼に基づいて、協議・検討を行うこととなっているが、協議の中で関連して出された意見は、協議会として報告して構わない。

○石田（康）座長 花輪議運副委員長からの御発言を踏まえ、このような意見があったことについて議運に報告させていただく。

(2) 請願・陳情の審査等の取扱い

【協議結果】

本件について引き続き協議を行い、次のとおり確認等を行った。結論に至らなかった項目については、次回引き続き協議を行うこととした。

- ① 郵送による陳情を委員会付託しないことについては、意見の一致が見られなかったため、手引きの見直しは行わず、現状のとおりとする。
- ② 意見書の提出を求める陳情を委員会付託しないことについては、次回、見直し

案を座長から提案し、引き続き協議する。

- ③ 「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことを手引きに規定することについては、次回引き続き協議する。
- ④ 任期末の定例会に提出された請願・陳情の現地視察の省略については、現状でも運用面で対応が可能であるため、手引きの見直し等を行わない。
- ⑤ 意見書の提出を求める請願・陳情の委員会審査における出席理事者の範囲については、次回引き続き協議する。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回に引き続き協議を行うが、まず、郵送による陳情を委員会付託しないことについて意見を伺いたい。

○浜田委員 前回の提案を一部修正したので、改めて提案したい。郵送によるものであり、陳情の提出者が市内在住、在勤、在学でない者や事業所が市内にない法人で、かつ内容が直接市政に関係ないと議長が認めたものについては付託をしない。ただし、その写しは各委員に配布する取り扱いとすることを提案したい。

○井口委員 陳情の写しを各議員に配布するということであるが、委員会では議論しないこととなる。なぜ、委員会審査から排除する必要があるのか理由を伺いたい。

○浜田委員 各委員会では請願や陳情の審査、所管事務の調査報告など、さまざまな課題に対する審議に取り組んでいる。議論すべきものを迅速かつ適切に処理していくために、一定程度の制限を加えることが必要であると考えます。

○井口委員 他のさまざまな課題を議論する時間を確保するためとの理由であるが、現在の手引きの規定で委員会付託になじまない陳情が9項目規定されており、非常に厳選されて規定されているため、恣意的な判断ができないようになっている。これ以上、新たな項目を追加すると、恣意的な判断の余地が生じてしまう。また、実際に委員会での審査になじまないと判断された陳情が過去にあったが、審査に時間はかかっておらず、特段、委員会運営に負担になっているとは考えられない。

○浜田委員 例えば安城市の方からの提出された陳情などは、市政にかかわらない内容であるが、現状の手引きの規定では、委員会付託しない9項目の陳情に該当しないため、委員会で取り扱うこととなる。このような陳情は、写しを各議員に配布し、その内容を理解してもらえれば足りると思う。

○石田（康）座長 郵送により提出された陳情のうち、直接市政にかかわらないものを付託しないとするためには、手引きの「陳情の取り扱いについて」の第5号ただし書きを削除することで対応できると考えられる。

○井口委員 ただし書きを削除すると、国等への意見書の提出を求める陳情までも付託されなくなるので、了承できない。

○浜田委員 現状では、このただし書きがあるため、意見書の提出を求める陳情は、すべて付託されてしまう。意見書の提出を求めるものであっても、陳情の内容によって判断することも必要ではないか。

○井口委員 内容をどのように判断するか疑問が残る。そこには恣意的な判断が入る余地があり、基準にあいまいさが残ってしまう。

○浜田委員 「陳情の取り扱いについて」の第9号で、委員会付託になじまないと議長が認めたものは委員会付託しないとされている。議長は市長とは違い、議決機関としての長であるので、この第9号の規定をこれまで適用してこなかったと思うが、今後は第9号を活用していくべきである。

○石田（康）座長 いろいろと御発言をいただいたが、浜田委員の提案については、意見の一致が見られないようである。したがって、郵送による陳情を委員会付託しないことについては、手引きの見直しを行わず、現状どおりとすることを確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、意見書の提出を求める陳情を委員会付託しないことについて議論したい。

○沼沢副座長 陳情の受理後、各会派に写しを配布し、会派が陳情を見て必要と判断すれば会派から意見書案を提出することができるので、提出者の願意は満たすことができる。このように、委員会付託しなくとも意見書の提出は可能であるので、意見書の提出を求める陳情は委員会付託しない取り扱いにすべきと考える。

○井口委員 なぜ、委員会に付託せず配布にとどめ各会派で判断することとするのか理由を聞きたい。

○沼沢副座長 委員会運営の効率化を第一に考える。また、意見書の提出は機関意思の決定に関するものであるから、会派として対応し議会が判断すればよいと考える。

○井口委員 陳情提出者は会派に提出するのではなく、あくまでも議会を代表する議長へ提出している。陳情を配布し議員全員に知らしめることと同じではない。また、会派が提

出者の願意に賛同し提案しなければ審議のテーブルに乗らないこととなる。これでは議会を代表する議長へ提出した陳情とはいえないのではないか。

○浜田委員 委員会の審査でも、なぜこのような陳情を委員会で審査しなければならないのかとの声がある。手引きの第5号のただし書きを削除してはどうか。

○井口委員 提出者の思いはどんなものであれ、議長へ提出されているものである。したがって、委員会で審査すべきである。

○浜田委員 提出された陳情の内容で判断することも必要である。

○井口委員 内容を判断するためには明確な基準が必要である。委員会審査の中で議会としてなじまないと判断するのであればよいが、そうでなければ恣意的な判断になってしまう。

○沼沢副座長 願意に賛同する会派があれば、陳情ではなく請願として提出できる。

○井口委員 そもそも陳情と請願に差はない。

○織田委員 やはり請願と陳情は整理すべきと考える。ここでのポイントは市民の定義であり、自治基本条例の市民の定義にならい整理してもよいのではないか。

○月本委員 意見書を提出するためには会派の賛同がなければ提出できないことが前提にある。国でも請願と陳情に取り扱いの差が設けられている。委員会付託しないこととしても意見書の提出は可能であり、陳情者の権利を奪うことにはならないので、意見書の提出を求める陳情については、机上配布でよいと考える。

○松原委員 各会派、机上配布されれば団会議にかけて対応を検討することになる。各会派が判断すればよいと考えるので、委員会付託しなくてもよいのではないか。

○井口委員 提出者が議長あてに提出したものであり、その取り扱いを変更する必要はない。

○石田（康）座長 意見書の提出を求める陳情を委員会付託しないことにする場合には、「陳情の取り扱いについて」に新しい項目を追加することや、第5号のただし書きの見直しが考えられるが、いかがか。

○沼沢副座長 具体的な表記の仕方は、事務局と調整できればと思う。

○石田（康）座長 それでは、これまでの議論を踏まえ、次回私から具体的な規定の案を提案させていただく。

次に、付託後における委員会審査になじまない陳情の取り扱いを改善する観点から、「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願、陳情は不採択とすることができる」

との規定を手引きに追加することが考えられるが、このことについて御意見を伺いたい。

○花輪議会運営委員会副委員長 現状でも、付託後の委員会審査で不採択との結論に至るケースはある。現状でも可能なことだと思うが、あえて手引きに規定するということがあるのか。

○井口委員 陳情提出者に、このような取り扱いがあるということを示すためだと思うが、少し検討させてほしい。

○石田（康）座長 それでは、次に、任期末の定例会に提出された請願・陳情の現地視察の取り扱いについて議論したい。手引きでは、「委員会は、必要に応じて、現地視察を行う」と規定されているが、実際には原則として現地に関する請願・陳情は現地視察を行う取り扱いとしており、任期末の定例会に提出された請願・陳情については、現地視察と委員会審査の両方の日程を確保することが難しく、審議未了廃案となる案件が多い現状にあるが、この点を踏まえて現地視察の取り扱いについて御意見を伺いたい。

○松原委員 例えば、午前中に視察を行い、午後に審査を行うなど、日程の組み方や審査時間を調整することにより、現状の委員会運営の中で柔軟に対応できると考えられるので、現地視察を省略できることを、あえて手引きに追加する必要はないと思う。

○石田（康）座長 それでは、現状の運営の中で対応することと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただく。

次に、意見書の提出を求める請願・陳情の審査における出席理事者の範囲について議論したい。

○松原委員 意見書の提出を求める請願・陳情の審査に当たっては、理事者からの説明は国の制度の状況説明等にとどまることが多く、市としての見解を求められることは通常はないので、局長の出席を求めなくてよいと思う。

○沼沢副座長 議会側の合意形成において、各局から意見聴取するが、局の発言に責任を持たせる上で最終的な責任者である局長の出席は必要ではないか。

○松原委員 それは、自分たちの意見書の内容に自信がないということではないか。

○沼沢副座長 あくまでも行政側の発言の責任者として出席を求めるべきである。

○井口委員 少し考えさせてほしい。

○石田（康）座長 それでは、本件についても、次回協議を行うこととしたい。

2 その他

【次回会議日程】

- 平成24年5月30日（水）午後1時ごろに開催することに決定した。

午後2時56分閉会